

居住支援協議会等における補助対象とする改修工事の設定について

- バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用住居への用途変更に係る改修工事のほか、「入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事」を補助対象とすることが可能。
- 以下の改修工事については、国土交通省における調査結果*より、入居対象者の居住の安定確保を図るためニーズが高いものであることが明らかとなっており、これらの改修工事については、居住支援協議会等から国土交通省への報告をもって、補助対象とすることが可能。
 - ※住宅確保要配慮者の居住の安定確保のニーズ等に関する調査（平成27年3月）
- なお、居住支援協議会等の独自の調査結果等に基づき、以下の改修工事以外の改修工事を補助対象とすることも可能。

〈補助対象とする改修工事の事例〉

- 住宅の間取の変更に係る工事
- 設備（台所、洗面等）の利便性向上に係る工事
- 遮音性・防音性の向上に係る工事
（具体例）
 - ・防(遮)音壁の設置工事
 - ・防音パネルの設置工事
 - ・防音サッシの設置工事
- 断熱性・気密性の向上に係る工事
（具体例）
 - ・断熱材設置工事
 - ・断熱サッシ設置工事
 - ・気密シート設置工事
- 犯罪に対する安全性の向上に係る工事
（具体例）
 - ・オートロック設置工事
- 照明や給湯器等の高効率化工事
（具体例）
 - ・照明高効率化工事
 - ・高効率給湯器設置工事